

秦野本町サッカー少年団規約

第1章 総則

- 第1条(名称) 本団は秦野本町サッカー少年団(以下団という)と称す。
- 第2条(目的) 本団は、地域の学校教育活動外において、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とする。具体的には、次の3点を掲げる。
- ・ スポーツを通じて、強い体と心をつくり、その楽しさを知る。
 - ・ サッカーを通じて、多くの友達と交流し、お互いに認め合う心を育てる。
 - ・ 社会の一員としての自覚を持ち、礼儀正しく協力的な人間性の育成を図り、地域にサッカーを広める。
- 第3条(活動) 本団は、前条の目的を達成する為に次の活動を行う。活動日は原則として土曜日、日曜日の午前とする。
- ①スポーツ活動(サッカー)②レクリエーション活動(親子大会)
③他団体との交歓交流活動 ④その他本団の目的達成に必要な活動

第2章 団員・指導者

- 第4条(構成) 本団は、次に示す団員・指導者・後援会員及び協力者をもって構成する。
- ・ 団員 KIDS(U-5) ～ 6年(U-12)
 - ・ 団員の保護者(後援会員)及び協力者
 - ・ 指導者:地域に住む本団活動目的理解者
監督・コーチで構成し、指導者会議の合議により、練習計画活動計画を立案し実践する。
- 第5条(加入登録) 本団への加入登録は、本団所定用紙にてこれを行う。また加入登録にあたっては、別に定める会費を同時に納入するものとする。
- 第6条(有効期間) 加入登録期間は、加入の申し込みを受けた日からその年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は、前条の定めるところによる。
- 第7条(団の登録) 本団は、第5条に定めるところにより、加入登録を行った団員指導者をまとめ、所定登録用紙により神奈川県サッカー協会・秦野市サッカー協会に所定の登録料を添え、団の登録を行うものとする。

第3章 役員・組織

第8条(役員・役員会) 本団には、次の役員を置き、定期的に役員会を開く。

役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

- ・代表 1名
- ・副代表 1名
- ・専門部門 若干名
- ・事務局 1名
- ・会計 1名
- ・監査員 2名
- ・渉外 2名

①代表は、本団を代表し、団務を統轄する。

②副代表は、団長を補佐し代表不在時は、その職務を代行する。

③専門部員は、本団の活動を指導する指導者とする。

④事務局は、本団庶務を担当する。

⑤会計は、本団の会計を担当する。

⑥監査員は、会計を監査する。

⑦渉外は、他団体との交流活動計画等を担当する。

第9条(役員選出) 前条の役員は、指導者と後援会・本団退会者及び理解者の中で、互選により選出する。

第10条(任期) 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。役員欠員の際はそれを補充する。但し、その任期は前任者残任期間とする。

第4章 後援会

第11条(後援会) 本団に後援会を置く。これについては別に定める。

第5章 会計

第12条(会計) 本団の会計は、団員の納める団費、寄付金、補助金、その他の収入によって支弁する。団費については、別に定める。

本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終る。

残金は、次年度に繰り越す。

第13条(団費) 団費は団員1人あたり1ヶ年9,000円(入団費3,000円、活動費6,000円)を徴収し、途中退団者には返金しない。

但し、1・2年生は活動費3,000円、KIDSは無しとする。

第14条(規約の改正) 本規約の改正は、指導者及び後援会の3分の2以上の同意を得ねばならない。

附 則 本規約は、平成19年4月1日より施行する。

平成19年4月1日改正 5,000円→6,000円

平成26年4月1日改正 入団費→3,000円

平成28年4月1日改正 1・2年生は活動費3,000円

平成29年4月1日改正 KIDSは活動費なし円